

第4回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会会議録

実施日：令和2年4月27日（月）

場 所：書面会議

出席者等：委員8人、事務局（書面会議により関係職員及び傍聴人はなし）

1 あいさつ

事務局より。

2 委員紹介（資料1）

資料1にあるとおり、関係行政機関の職員について、令和2年4月の人事異動により、前任の木下福祉部長から後任の後藤福祉部長に代わった。

同様の事由により、事務局や関係課及び関係機関の職員（あま市権利擁護支援センター設立検討会構成メンバー）も変更した。

3 議題

(1) センター案の承認について（資料2・3・4・5）

事務局

前回の第3回委員会において、中核機関及び権利擁護支援センターにおける開設時機能の内容と体制について検討した。

あま市では、社会福祉課が担う機能を多く含めた形での機能分散型で始めていくことに、各委員の承認を得た。その役割分担の詳細は資料2のとおりである。これを踏まえ、あま市における中核機関及び権利擁護支援センター案について説明したい。

まず、資料3は資料2の役割分担表をイメージ図として置き換えたものである。各機能の色の濃淡は、センター開設時に備えるべき機能を濃く、状況に応じて対応する又は実績を積みながら検討する機能を薄く表示した。

明確な相談窓口として、権利擁護支援センターをあま市役所社会福祉課の生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置する。当課に司令塔機能や事務局機能、進行管理機能として、①広報機能、②相談機能、③利用促進機能（受任調整）、④後見人支援機能（チーム支援）に加え、成年後見制度利用支援事業の事務等管理機能を備える。

中核機関の一員として、市の社会福祉課障害福祉係や高齢福祉課の基幹包括支援センターが担う機能も一部あることから、イメージ図に含めている。

あま市社会福祉協議会（以下、「社協」という）には、既存の機関等として、

地域包括支援センター（3か所）、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所、日常生活自立支援事業がある。このことから、①広報機能と②相談機能のうち、日常生活自立支援事業からの移行を検討するケースについて役割を担い、社会福祉課と連携・協働する。③利用促進機能については、法人後見及び市民後見人の養成を社協が主体的に検討し、今後、実施できるよう調査研究する。

続いて、具体的にセンターの設置イメージを可視化できるようにしたものが資料4になる。まず、具体的な設置場所は、あま市役所甚目寺庁舎1階の社会福祉課社会福祉係である。現在、すでに置いている生活困窮者自立支援事業（窓口）を担当している部署に一体的に設置する。なお、権利擁護支援センターの看板を掲げ、相談窓口をより明確化することになっているが、名称は今後の議題にしたい。

また、相談室については、パーティションで仕切られた、プライバシーに配慮した部屋がすでにある。生活困窮者自立支援事業の相談と重なった場合は、甚目寺庁舎1階に同様の相談室が他にあるため、譲り合いながら、使用するなど、臨機応変に対応できる環境が整っている。

次に、現時点で想定している人員体制は、正職員2人と相談員1人である。正職員は中間管理職職員と担当職員を1人ずつ配置し、相談員は任期付短時間勤務職員（社会福祉士）の配置を考えている。人員配置については、人事担当課と継続的に協議を重ねている。

現時点で想定される必要経費の概算を計上した。人件費が3,781千円、謝礼が390千円、成年後見制度利用支援事業費が1,209千円、その他諸経費が510千円と見積もり、初年度は小計5,890千円を要すると見込まれる。ただし、業務管理システムは現在調査中につき、詳細は明示できていないが、導入費として数百万円の経費を見込んでいる。諸経費は今後精査していく。

成年後見制度利用支援事業の積算については、令和2年度当初予算を基に高齢福祉課分と障害福祉係分を合算した額となる。この事業分の経費において、障がい者の場合は地域生活支援事業（一般会計）、高齢者の場合は地域支援事業（介護保険特別会計）となり、国等の財源を活用している。

すでに成年後見支援を実施している他の自治体の状況を調べたところ、センターが設立して以降も、センター業務に係る経費はセンター事業費として計上し、国等の財源が活用できる項目（広報・啓発に関連する経費や首長申立て手数料、後見人等報酬助成など）については、障がい者の場合は地域生活支援事業、高齢者の場合は地域支援事業において、必要経費を計上していることがわかった。この点について、厚生労働省は資料5のとおり、対象と

なる経費等を示している。

令和3年4月にセンターを設置して以降も、このような面からも、障害福祉係や高齢福祉課は中核機関の一員として、機能を担っていく必要があると言える。事務局は各担当部署（担当者）との連携を密にしていく。事務局は活用できる財源を活用し、予算面からの体制整備も意識しながら、中核機関やセンターの司令塔役として機能していきたい。

委員

「権利擁護支援センター」という名称から、成年後見以外の様々な相談のようなものも来てしまうのではないかと。「断らない相談窓口」にも限界があると思われるため、現場職員が困らないようにQ&Aやフローチャートのようなものを作成し、本来の機能を発揮できるようにするべきだと考える。

職員の体制等は今後の実績で変更もあり得る前提での予算要求にすべきと思う。

事務局

名称については、成年後見支援に関する相談窓口であることが伝わるようなネーミングにしたいと考えているため、今後の議題としたい。

あま市における成年後見支援の相談業務の流れは必要不可欠だと考えている。センターを市民向けに開所するまでに、他自治体や他団体の取り組みを学び、今後のあま市の実施方針をまとめたい。

また、職員体制や予算に関して、厚生労働省は「小さく生んで大きく育てる」ことを推奨している。現時点でも人事担当課や財政担当課と本事業について協議しているが、今後も中長期的な事業拡大に伴った人員や予算をその時々で確保していきたい。

委員

専用電話は必要だと思う。

どちらかと言うと、相談に来庁してもらうより、出向くことが多いと思われる。車の配備、出張相談等も必要になる。一番動くことができるのは相談員となるか。正職員との差があまりないようにした方が動きやすいのではないかとと思うが、これは難しそう。

事務局

委員のご指摘のとおり、待ちの姿勢ではなく、アウトリーチできる体制は当初から整えていく。ただ、新たに公用車を配置することは相当に難しい

め、いまある公用車を使用するか、必要であれば公用車を管理する総務課と協議し、いまある台数の配置を工夫するなどして確保していきたい。電話については、社会福祉課の直通番号を使用する方向で検討している。

(2) センターの開設スケジュールについて（資料6・7）

事務局

資料6に示すとおり、令和3年4月のセンター設立に向け、令和2年度は4月、9月、11月に本委員会を開催する。各委員会の合間に職員で構成する設立検討会を開き、協議を深めていきたい。

センター設置以降、業務を担当する職員が基本的な知識を備えた上で職務に当たることのできるよう、令和2年度当初予算に、研修等の旅費を2人分確保した。厚生労働省が主催する成年後見支援に関する市町村職員セミナーや権利擁護支援（成年後見支援）に係る国研修（基礎研修・応用研修）に、事務局の寺西と金森が参加を予定している。今後、いずれも愛知県を通じて国から開催の案内があると思われる。

令和3年7月から市民向けにセンターを開所するに当たり、4月から6月の間に、先進的に取り組まれている団体へ出向き、現場実習に臨みたい。資料4で触れたとおり、権利擁護支援センター業務を担当する職員3人が1人当たり5日間、学びたいと考えている。実習先として検討しているのは、尾張東部権利擁護支援センターである。同センターは同じ愛知県内にあり、全国的にも最先端の取り組みを展開されている。厚生労働省が全国事例として紹介しているだけでなく、NHKの番組にも取り上げられ、あま市での設立検討会にも、愛知県成年後見制度推進委員会の委員として、助言等をいただいている。同センターには内諾をいただいております、今後、具体的に相談していきたい。

続いて、資料7は第1回委員会において示した、各回の委員会での検討内容である。より検討を要する「成年後見制度利用支援事業の見直し協議」を令和2年9月の委員会にて、議題としたい。これは他自治体と比較するなどの調査研究する時間を確保するためにも、9月に協議したい。また、センターの名称についても、9月の議題としたい。

委員

実習についてはとても良いことだと思う。センター開設時にトラブルになったことや開設時に決めておけばよかったことを尋ねておくと良いのではないかな。

事務局

委員の提案を踏まえ、今後の実習や他団体への視察においてお伺いしながら、あま市の方針に反映させていきたい。

(3) その他（資料8）

事務局

資料8は国が成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を令和2年3月にまとめた概要で、参考資料として用意したものとなる。本報告書のポイントとして、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和、④基本計画に盛り込まれているその他の施策の4点をまとめている。

これらの内容を踏まえ、現在、あま市は成年後見制度利用促進に向け、中核機関及び権利擁護支援センターの設置に向けて検討を重ねている。今後も、本報告にある内容や他自治体等の取り組みを学び、あま市の権利擁護支援（成年後見支援）に役立てていきたい。

委員

障がいや高齢、認知症等により、本当に困っている人自らが声を上げることが難しい場合もあると思うため、相談に来るのを待つだけでなく、民生委員等から地域の様子を定期的に報告する形があれば良いと感じた。

事務局

委員の意見のとおり、困っている市民が自発的に相談に行くことは難しいと思われる。地域のことを良く知る民生委員に本事業を周知するとともに、困っている市民があった際は、担当者に連絡をもらえるよう、民生委員の会議などで十分にPRしていきたい。

同様に、金融機関や病院など、さまざまな場面においても、金銭管理などで困っておられることを把握した場合は、市に情報提供してもらえるよう、働きかけていきたいと考えている。

委員

まずは発車してみて、少しずつ修正していくしかないかなと思う。

事務局

職員の資質向上のみならず、相談業務の充実化、職員及び支援体制の確立

をしていきながら、段階的に事業の拡充を図っていきたい。疑義が生じるものがあれば、本委員会や各委員へ個別に相談したり、他団体に尋ねてみたりするなどして、実績を積んでいきたい。

4 事務連絡

次回の委員会の日程は調整の上、各委員に連絡する。